

令和4年9月定例会 提出議案（概要）

議案第109号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

総 務 局

議案第109号 「北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件を考慮し、非常勤職員の育児休業の取得要件を変更するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

非常勤職員の子が1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業を取得する際及び1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業を取得する際の要件の柔軟化（第2条の3、第2条の4関係）

上記期間における非常勤職員の育児休業について、これまでは原則として子の1歳到達日又は1歳6か月到達日の翌日からのみ取得可能であったが、当該非常勤職員の配偶者が育児休業を取得する場合にあっては、その期間の末日の翌日以前の日から取得できるよう、要件を改正する。

3 施行期日

令和4年10月1日

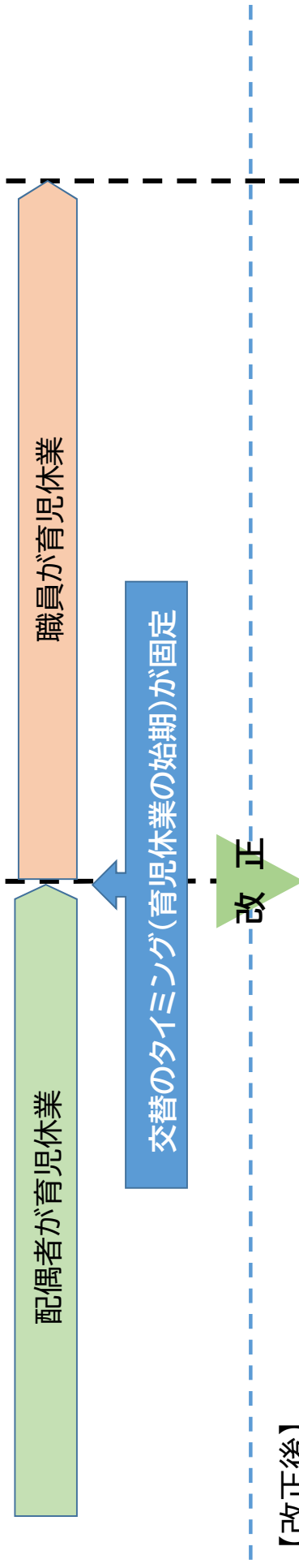
●非常勤職員の育児休業取得要件の柔軟化について

- 非常勤職員の育児休業は、原則として子の1歳到達日まで(地方公務員の育児休業等に関する法律)
- 一方で、保育所に入ることができない等の事情があれば、最大2歳まで育児休業が取得できる場合あり
- 職員が1歳以降に取得を開始する場合

【現行】

(1)1歳到達日の翌日 (2)1歳6か月到達日の翌日 に限定されており、配偶者との交替のタイミングが固定

1歳到達日 ⇒
 (または、1歳6か月到達日) ⇒
 1歳6か月到達日
 2歳到達日)



【改正後】

子の1歳到達日以降に配偶者が育児休業している場合は、育児休業の取得開始時期を柔軟に選択可能とする

